

## 指定校変更・区域外就学承認基準の詳細

令和元年11月15日  
31北教教学第2570号  
(令和4年11月1日一部改正)  
(令和5年11月1日一部改正)  
(令和6年11月1日一部改正)

指定校変更及び区域外就学の審査に係る事務処理要綱第8条に基づき、別表1（第2、3条関係）承認基準の詳細事項について、下記のとおり定める。

なお、学級編制上の事由等により、指定校変更・区域外就学の受入れ制限をしている場合は、適用外となる。

### 1 身体的事由

- (1) 身体障害等により、通学条件、学校環境を配慮する必要がある場合（食物アレルギーによる場合を除く。）、又は、長期かつ頻繁な通院治療のため病院から最も近い学校へ通学する必要がある場合（おおむね、3年以上であって週に1、2回程度のものをいう。）は、申請時に医療機関による診断書の提出が必要となる。診断書の記載内容により、希望校でなければ解決できないと判断される場合に限り承認することができる。診断書の内容にて十分な確認ができない場合は、医療機関に問い合わせる場合がある。

### 2 地理的事由

- (1) 指定校に通学するにあたり、幹線道路を横断しなければならない場合。  
※幹線道路とは、環状七号線、環状八号線、北本通り、明治通り、本郷通り、中山道。

### 3 転居

#### (1) 転居予定

おおむね1年以内に転居することが確定していて、各種契約書等により、物件の住所、契約者、入居時期等が確認できること。また、転居までの期間、学区域外からの通学の安全確保について、保護者は校長と面談し了解を得ること。

#### (2) 継続通学

転居後も在籍している学校に引き続き通学を希望する場合は、あらかじめ在籍校の校長にその旨を相談し、通学が可能な距離・時間であると認められ、了解を得ていること。承認期間は、原則として学期末又は学年末までのうち、在籍校の校長が認めた期間とする。

区内転居の場合は指定校変更願となり、区外へ転出した場合は区域外就学願と

なる。区域外就学願の場合は、転居先自治体の世帯全員の記載のある住民票の写しを提出すること。

#### 4 家庭環境

##### (1) 兄弟姉妹

兄弟姉妹が在籍している学校に通学を希望する場合は、兄弟姉妹が来年度もその学校に在籍していること。

##### (2) 保護者の就労等

世帯全員分の勤務証明書を提出すること。週3日3時間以上勤務し、午後3時以降も働いていること。

新入学時の申請の際、3月31日で契約期間が終了するが、引続き勤務を続ける場合は、就業予定申出書兼同意書に記入の上、4月1日以降の勤務証明書が準備できしだい速やかに提出すること。

大人が在宅していても児童を保護する事が出来ない理由がある場合は、人数分の申出書（傷病・障害名、程度、入院先、療養期間等を明記）又は身体障害者手帳、愛の手帳等の写しを提出すること。

また、介護・看護が理由で外出し、児童の保護が出来ない場合も申出書（看護・介護を要する人の氏名、傷病、障害名、程度、入院先、療養通院期間等を明記）や介護保険証等の写しを提出すること。

なお、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）は下校時の帰宅先が保護者の就労先（自営業等）の場合のみ申請可能である。また、これら就労以外の特殊な理由の場合は、上記以外にも必要書類の提出を求めることがある。

#### 5 教育的配慮

##### (1) いじめ・いじめに起因する不登校等

児童又は生徒が在籍している北区立小学校、中学校又は義務教育学校においていじめの事実が認められていること、いじめに起因する不登校その他の事由により、指定校に通学することが困難な状態であって、指定校変更により解消される見込みがあると認められること。この場合、当該児童又は生徒の住所地から直線距離で最も近い学校への指定校変更を原則とする。

##### (2) 通学区域が複数の中学校の通学区域にまたがる小学校を卒業する場合は指定校変更が可能である。

#### 6 学校ファミリー

中学校入学時又は義務教育学校第7学年進級時の指定校が卒業する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）の所属するサブファミリー内の中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）と異なっていた場合、卒業する小学校の所属するサブファミリー内の中学校に指定校変更が可能

となる。また、私学からの転学や海外からの帰国等で就学する場合など、一旦、北区立の学校から学籍が途切れていても、北区立の最終在籍校の所属するサブファミリー内の中学校に指定校変更が可能となる。ただし、通学の安全について学校の承認が必要。

※ファミリー校一覧は別紙参照。

## 7 部活動

指定校に希望する部活動がない場合、希望する部活動がある学校への変更が可能。ただし、住所地から直線距離で最も近い希望の部活動がある学校への変更となる。

※事前に学校との協議や面談が必要な場合がある。

※希望する部活動の顧問教諭の異動等により休部・廃部になる場合がある。

※部活動希望調査票は希望校に提供する。

※入学後、希望した部活動に入部しているか各校へ調査を行い、希望する部活動に入部しなかった場合、指定校変更が取り消される場合がある。

## 8 その他

その他、教育委員会が特に必要と認める事情がある場合、変更が可能。

## ファミリー校一覧

卒業予定小学校	中学校
浮 間	浮 間
西浮間	
桐ヶ丘郷	桐ヶ丘
袋	
八 幡	
赤羽台西	
西が丘	稲 付
梅 木	
赤 羽	赤羽岩淵
岩 淵	
第四岩淵	
なでしこ	
都の北（前期課程）	都の北（後期課程）
王子第二	十条富士見
王子第三	
王子第五	
十 条	
王 子	王子桜
東十条	
王子第一	明 桜
としま若葉	
豊 川	
柳 田	堀 船
堀 船	
滝野川第五	飛 鳥
滝野川	
西ヶ原	
滝野川第二	滝野川紅葉
滝野川第三	
滝野川もみじ	
谷 端	
田 端	田 端
滝野川第四	

※制限がかかっている中学校・義務教育学校は適用外となる。